福　　山　　市
福山市上下水道局　告示第１号
福 山 市 民 病 院

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定に基づき，２０２３年度（令和５年度）及び２０２４年度（令和６年度）において，福山市，福山市上下水道局及び福山市民病院が発注する公園の剪定除草等業務（公園，街路，緑地，浄水場等における樹木の剪定，除草，薬剤散布等の業務をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めました。

２０２３年（令和５年）１月１９日

福　　山　　市　　長　　枝　広　直　幹

福山市上下水道事業管理者　　小　林　巧　平

福 山 市 病 院 事 業 管 理 者　　高　倉　範　尚

１　入札参加資格

造園工事において，建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成２０年国土交通省告示第８５号）に規定する項目を総合的に審査し，適当と認められた者であること。

２　入札参加資格の審査に係る申請手続

(1)　申請を行うことができない者

次のいずれかに該当する者は,入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

ア　施行令第１６７条の４第１項に規定する入札参加資格の制限を受けている者

イ　造園工事について，建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第３条第１項の規定による許可を受けていない者

ウ　イの造園工事業の許可を受けている者で，必要な経営事項審査（法第２７条の２３で規定するものをいう。以下同じ。）を受けていないもの

エ　ウの経営事項審査を受けている者で，工事種類別年間平均完成工事高がないもの

オ　次の（ア）から（ウ）までに掲げる届出の義務を履行していない者

(ｱ) 雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務

(ｲ) 健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出の義務

(ｳ) 厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出の義務

カ　主たる営業所（法第３条第１項の規定による営業所のうち，営業所を統括し，指揮監督する権限を有するものをいう。）を福山市以外に有する者

キ　入札参加資格の審査に係る申請を行うときに福山市に納付すべき市税の滞納がある者

ク　入札参加資格の審査に係る申請を行うときに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある者

ケ　経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において，重要な事項について虚偽の申告をし，又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし，過去に虚偽の申請を行い，既にそれを理由とした法に基づく処分又は福山市の入札参加資格の取消しをされた者で，資格審査の申請日において当該処分等の日から２４か月を経過している者を除く。

(2)　申請の方法

入札参加資格の審査を受けようとする者は，公園の剪定除草等業務入札参加資格審査申請書及び別表に掲げる添付書類を福山市建設局建設管理部建設政策課（契約担当）（福山市東桜町３番５号。福山市役所本庁舎１０階）に持参又は郵送等により申請を行うものとする。

(3)　申請の期間

２０２３年（令和５年）２月６日（月）から同月１０日（金）までとする。

なお，追加申請期間は，２０２４年（令和６年）２月５日（月）から同月９日（金）までとする。

3　入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは，これを申請者に通知する。

4　入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後，経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において，重要な事項について虚偽の申告をし，又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合は，入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は，２０２３年度（令和５年度）及び２０２４年度（令和６年度）において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また，２０２５年度（令和７年度）以後についても，その取消しの日から２４か月を経過する日までの間は，入札参加資格審査の申請をすることができない。

5　入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は，その認定の日から２０２５年（令和７年）３月３１日まで有効とする。ただし，同年４月１日以後においても２０２５年度（令和７年度）の入札参加資格の認定が行われていないときは，２０２５年度（令和７年度）の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

6　その他の事項

この告示で定めない事項については，必要に応じて市長，上下水道事業管理者及び病院事業管理者が定める。